

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
平成十七年度調理師試験の実施(五〇七・健康対策課).....	1
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(五〇八・水産漁港課).....	2
道路区域の変更(五〇九・五一〇・道路課).....	2
道路の供用開始(五一一・五一二・道路課).....	3
河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(五二三・河川砂防課).....	4
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	4
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	5

告示

秋田県告示第五百七号
 調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成十七年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
平成十七年八月二十四日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- (二) 場所

- 二 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 三 受験資格
平成十七年度調理師試験実施要領において定める。
- 四 受験申し込みに必要な書類
受験願書 二通
- (二)(一) 添付書類
調理業務従事証明書 二通
卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。
- (3) 写真
受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの 一枚
- (4) 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するため)
封筒は、他の受験書類と共に配布する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。
- 五 受験願書用紙の配布
期間及び時間
土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十七年六月十三日(月)から同年七月八日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所
- 六 受験願書の受付
期間及び時間
土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十七年六月三十日(木)から同年七月八日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
住所地を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所。秋田市保健所を除く。)とする。なお、原則として郵送に

よる提出は認めない。

七 受験手数料
(一) 額
六千円

(二) 納入方法
受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表
平成十七年九月七日(水)午前九時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、ホームページ「健康秋田情報ネット」
<http://www.pref.akita.jp/eisai/index.html>でも合格者受験番号を掲載する。

九 開示請求の受付
(一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
(二) 期間及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十七年九月七日(水)から同年十月六日(木)までの午前九時から午後五時まで
(三) 場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県健康福祉部健康対策課
試験についての問い合わせ先
秋田県健康福祉部健康対策課(電話〇一八 八六〇 一四二三)、最寄りの地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所

秋田県告示第五百八号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。
平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

届 出		事 項		指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	
秋田市下浜桂根字境川百七十三番地 齋藤 八郎	秋田市南	秋田県漁業協同組合	平成十七年五月二十四日から同年六月七日まで	秋田市土崎港西二丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合	

秋田県告示第五百九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						

県道	新	旧
	比内田代線	比内田代線
	B	A
	大館市赤石字大道添二番一 地先から板沢字愛宕下一四九番二 まで	大館市赤石字大道添二番三から板沢字愛宕下一四九番二まで
	一三・〇〇〇～三四・〇〇〇	七・〇〇〇～二〇・〇〇〇
	一・七四〇	一・七六九

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年五月二十四日から同年六月六日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新				
一般国道	新	百八号	B	八・五〇〇～五四・〇〇〇	〇・四六六
			A	六・五〇〇～二四・〇〇〇	〇・四九六
				六・五〇〇～二四・〇〇〇	〇・四九六
				六・五〇〇～二四・〇〇〇	〇・四九六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年五月二十四日から同年六月六日まで

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百八号	湯沢市秋ノ宮字下ノ野四六番三から字小杉三番一 一地先まで	

秋田県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年五月二十四日

- 二 供用開始の期日 平成十七年五月二十四日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年五月二十四日から同年六月六日まで

秋田県告示第五百十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年五月二十四日

- 一 供用開始の区間
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田八郎潟線	秋田市添川字境内川原二二三番三から二一七番五まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年五月二十四日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年五月二十四日から同年六月六日まで

秋田県告示第五百十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
関係図書は、建設交通部河川砂防課及び雄勝地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 平成十七年五月二十四日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 西馬音内川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
雄勝郡羽後町飯沢字上野二十三番三地先から四十一番四地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

公 告

- (一) 名称 道路管理者 羽後町長
- (二) 住所 雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十七番
- (三) 代表者の氏名 羽後町長 大江 尚 征
- 五 管理の内容
(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十七年五月十七日から道路の存続する日まで

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年四月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田八ツピーライフセンター
- 三 代表者の氏名
牧 野 實
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市外旭川字八幡田三百七番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護に不安をもつ高齢者に対して、不安要因解消のための事業を行い、高齢者が介護を必要とするときには、客観的な情報に基づいた質の高いサービスを利用することができるようにするための事業を行って、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡十文字町植田土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年五月十三

日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

湯沢市相川字田畑二百四十六番地

森字嶽ノ下九十五番地

三十九番地

高松字戸平百六十五番地

前森四丁目二番十号

下関字山根百六十八番地

字大島町三十六番地

八幡字伊勢堂二十三番地

金谷字樋口二百八十一番地

倉内字根開十二番地

関口字関口百九十七番地

相川字川口十八番地

二 就任理事の住所及び氏名

湯沢市相川字田畑二百四十六番地

金谷字樋口二百八十一番地

八幡字伊勢堂二十三番地

森字嶽ノ下三十九番地

九十五番地

高松字戸平百六十五番地

倉内字根開十二番地

字大島町三十六番地

関口字関口百九十七番地

前森四丁目二番十号

相川字川口十八番地

近田 榮一

千葉 勉

渡部 光一

高橋 功

能登 公平

高橋 喜晃

天童 長一

由利 喜一

高橋 利見

小原 勝美

小松 儀兵衛

高橋 誠一

近田 榮一

高橋 利見

由利 傳

渡部 光一

千葉 勉

高橋 功

小原 美

天童 長一

小松 儀兵衛

能登 公平

高橋 誠一

三 湯沢市上関字浦町六番地 退任監事の住所及び氏名

湯沢市森字嶽ノ下二十九番地

高松字上地下二十六番地

杉沢字野々沢百二十八番地

就任監事の住所及び氏名

湯沢市杉沢字野々沢百二十八番地

高松字上地下二十六番地

森字嶽ノ下二十九番地

高橋 信治

渡部 太郎兵衛

大場 直茂

松田 健蔵

松田 健蔵

松田 健蔵

大場 直茂

渡部 太郎兵衛

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄